

長野市監査委員告示第7号

地方自治法第199条第14項及び第252条の38第6項に基づき、長野市長及び長野市教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和7年5月30日

長野市監査委員	下 平	嗣
同	川 上	馨
同	小 泉	栄 正
同	手 塚	秀 樹

過去の監査結果に対する措置の通知書

令和3年度

包括外部監査分

(長野市長分)

指摘事項	当初措置状況 (4年度)	令和6年度の措置状況	担当課
<p>【意見58】(報告書145ページ)</p> <p>個別施設計画の見直しを検討すべきである [事実]施設番号 3411 施設名称 文化財等保存施設 (以下省略) [意見] 当該施設は老朽化しているため建物利用における安全性の確保や建物継続利用で将来発生するコストの考慮は必要であるものの、現状の個別施設計画では、文化財等の移転費用や移転先での保管費用、建物の解体費用の発生が見込まれることを考えると必ずしも財政負担の軽減や平準化に繋がらない可能性がある。 以上から、下記の事項について個別施設計画の見直しを検討すべきである。 ・建物利用における安全性の確保や建物継続利用で将来発生するコストと文化財等を移転することにより将来発生するコストの比較に基づく文化財等の移転の是非 ・跡地の利用方法が決まっていない状況で多額の解体費用をかけて建物を解体することの是非</p>	<p>現状として施設の老朽化は進んでおり、長期的な視野からすると、文化財等の適切な保存及び公共施設集約化の観点より移転が必要と判断していた。 しかし、指摘を踏まえ、建物継続利用で将来発生するコスト等を検討し、現在の個別施設計画の見直しを含め、今後関係課と協議を進めていきたい。</p>	<p>本施設では、主に埋蔵文化財の発掘調査で出土した土器などの遺物を保管しており、文化財保護法上、これらは廃棄することを許されておらず、調査を行えば行うほど、保管量が増加していく状況にある。 一方で、本施設は傷みがひどくなってきており、雨漏りなどが発生していることから、保管状況は悪化しており、他への移転は不可避で、移転先について、関係課と協議を行っている。 移転することができた場合の建物の解体については、同一敷地内に他の課の所管する同様の建物もあり、全庁的な議論が必要であると考えている。</p>	<p>文化財課</p>
<p>【意見59】(報告書147ページ)</p> <p>未利用の土地として売却や貸付け等の有効活用を検討すべきである [事実]施設番号 10025 施設名称 住宅解体部材収納庫敷地 (以下省略) [意見] 収納庫内の資材等を長野市の他の未利用の施設に移転することは可能であり、未利用の土地として売却や貸付け等の有効活用を検討すべきである。</p>	<p>当該地は、文化財等修理に必要な補修部材収納庫として機能しており、来年度から始まる文化財保存修理工事においても解体部材の保管庫として利用する予定である。 保存修理工事の完了後、収納庫内の資材等の移転先確保が可能であれば、市街化調整区域ではあるものの、未利用の土地として有効活用を検討する。</p>	<p>当該地は、文化財等修理に必要な補修部材収納庫として機能しており、補修部材は廃棄することができない物である。 また、部材の搬入・搬出のため、敷地の広さを必要としているが、通常は、スポーツ課にイベントの際に駐車場として貸し出しを行っており、有効活用も図っている。</p>	<p>文化財課</p>